

# 苫小牧市議会議員の政治倫理に関する条例（案）について

苫小牧市議会 新緑

令和 3 年 10 月 6 日

## ◎ 倫理条例の必要性について

### ➤ 政治倫理とは

政治家が守るべきモラルの総称である。狭義では、政治家がその地位を利用して経済的物質的に不当な利益を得てはならないという道徳律を指す。また、政治倫理は単なる道徳規範にとどまらず、政治倫理を担保するために刑法の収賄罪、あっせん収賄罪をはじめ、公職選挙法、政治資金規正法など様々な法規が設けられている。<sup>※1</sup>

国民全体の代表者として公平・公正に行動するために政治家が持たなければならない行動規範。中でも、それに反したとしても実定法（じっていほう）に触れない場合について政治倫理という言葉がしばしば使われる。<sup>※2</sup>

つまり、実定法に触れる触れないに関わらず、政治家として守らなければならないモラルである。

### ➤ 具体的な事例

- （河井元法相夫妻参院選買収事件）広島県議会が大規模買収事件で現金を受け取ったとされる県議13人について政治倫理審査会を設けるのに対して、同数の市議13人が現金の受け取りを認めた広島市議会では根拠となる政治倫理条例がない。市議会が昨年9月25日の本会議で決議した、市議13人による「議会の場で市民に対する事実関係の説明」は、半年近くが過ぎた今も実現していない。失った市民の信頼を回復するため、一層の自浄努力が求められる。<sup>※3</sup>
- 同僚議員を脅したとして、脅迫の疑いで岡山県鏡野町議の沖田清明容疑者（65）が逮捕された事件を受け、町議会が事実関係を調べる政治倫理委員会を設置したことが27日、分かった。関係者によると、沖田町議は議会基本条例で規定されている政治倫理基準に違反した疑いがあり、町議会の品位や町民からの信頼を大きく失墜させたとして町議2人が原章倫議長に調査を請求。（一部省略）沖田町議は4月13日に40代男性町議を「おまえら絶対つぶしちゃうけえ」などと脅したとして、今月19日に津山署に逮捕された。町議会は改選

後初となる4月12日の議長選で原議長を選出。沖田町議は同9日まで議長を務めており、議長選出を巡る何らかのトラブルがあったとみられている。<sup>※4</sup>

上記の事例1では、県議会では政治倫理に関し委員会で調査される一方で、刑が確定した後においても市議会では調査されていない上、事実関係を市民に説明していません。

事例2では、疑いが発生した段階（実定法に触れているかわからない段階）で調査を開始しています。

➤ 苫小牧市議会の現状

苫小牧市議会基本条例には政治倫理審査会等、政治倫理事案に対する調査機能がありません。事案が発生した場合には、市議会として失った市民の信頼を回復するための、迅速な対応ができない状態にあります。

➤ 倫理条例の必要性

議員が自らの地位や職権・裁量権を利用する収賄などの汚職、政務活動費不正請求などの犯罪行為のほか、一昔前では問題とならなかった行為が、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントとして実刑となる事件が多数発生しています。

これらのほとんどは、議員ひとりひとりのモラル（倫理・道徳意識）の違いによって引き起こされる問題ですが、議会全体の信用失墜行為としてとらえ、問題を起こさないための取組、問題が起きた場合の対応を考慮しておかなくてはなりません。

◎ 倫理条例について

➤ 他都市の制定状況

- 政治倫理条例：384市区議会（R1.12.31現在）<sup>※5</sup>

- ハラスメントに関する条例：東京都狛江市・埼玉県川越市・茨城県牛久市・埼玉県東松山市・東京都世田谷区、他3町（R3.7.1現在）※6

➤ 他都市の条例概要

- 適用対象：20数年前に倫理条例が制定され始めた頃には、首長、助役、収入役、教育長および議員とするのが通例であったようです。※7

近年制定されているものは、ほとんどが「〇〇市議会議員の政治に関する倫理条例」としており、議員のみ対象とされています。

- 政治倫理基準：その時世により変化しています。贈収賄に関する行為などの他、道義的批判をうける行為や、地位による影響力を不正に行使するなどが加えられています。またハラスメントに関する項目を設ける場合と、別にハラスメントに関する条例を制定する場合があります。

➤ 本市議会における倫理条例の考え方（新緑案）

- 適用対象：議員
- 目的：時世に合った議員の政治倫理感の認識と、議会の信用失墜事案の発生防止、ならびに発生時の迅速な対応。
  - ① 議員の責務
  - ② ハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等の実施
- 政治倫理基準：
  - ① 法令の遵守
  - ② 職務に関する不正疑惑行為の禁止

- ③ 道義的批判を受けるおそれのある寄付受領の禁止
- ④ 地位を利用した金品授受の禁止
- ⑤ 市の職員の公正な職務執行の妨害の禁止
- ⑥ 職員に不正行使を促す働きかけの禁止
- ⑦ 地位を利用した嫌がらせや強制など、圧力をかける行為（パワーハラスメント）の禁止
- ⑧ 他の者が不快に感じる性的な言動（セクシャルハラスメント）の禁止
- ⑨ その他人権侵害のおそれのある行為などハラスメント行為の防止
- 政治倫理基準に違反する行為またはその疑いがあった場合の対応
  - ① 調査の請求
  - ② 審査会の設置
  - ③ 審査結果の公表
- 政治倫理基準に違反したと認めるときの措置
  - ① 審査と措置の決定
  - ② 審査対象議員の弁明の機会
- 苫小牧市議会議員の政治倫理に関する条例（案）
  - 全文：制定の必要性和条例の意義
  - 第1条：目的
  - 第2条：議員の責務（1：研修等の実施）
  - 第3条：政治倫理基準（1：法令の遵守 2：不正疑惑行為の禁止 3：寄付受領の禁止 4：金品授受の禁止 5：職務執行妨害の禁止 6：不正行使を促す働きかけの禁止 7：ハラスメントの禁止）

第4条：調査の請求（1：市民請求 2：議員請求）

第5条：政治倫理審査会の設置（1：組織 2：秘密の保持）

第6条：審査の結果（1：報告及び公表 2：措置の要求 3：弁明の機会）

第7条：補則

附則

#### 【主な参考文献】

※1 政治倫理 Q&A 読売新聞政治部編著

※2 ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典「政治倫理」の解説

※3 中國新聞デジタル 広島13市議、どうけじめ 大規模買収事件の説明、今も実現せず 政治倫理条例なし、問われる姿勢（2021/3/4）

※4 山陰新聞 digital 議員逮捕受け政治倫理委を設置 鏡野町議会、事件の事実関係調査（2021/5/28）

※5 一般財団法人地方自治研究機構 政治倫理条例（資産公開の規定を含む）4 1 団体、政治倫理条例（資産公開の規定を含まない）と資産公開条例をそれぞれに制定4 団体、政治倫理条例（資産公開の規定を含まない）3 3 9 団体

※6 一般財団法人地方自治研究機構 ハラスメントに関する条例 制定状況

※7 政治倫理条例のつくり方 斎藤文男著 自治体研究社 1999年7月15日初版